河南町コミュニティバス広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、河南町公告掲載要綱(平成26年河南町告示第10号。以下「要綱」という。)に基づき、河南町コミュニティバス(以下「バス」という。)の車内に掲載する 広告について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 広告の内容等については、要綱第 3 条第 2 項の規定に基づく河南町広告掲載基準 (平成 2 6 年河南町告示第 1 1 号)の定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 1箇所あたりの広告の規格は、A3横サイズ(横297mm×420mm)以下でラミネートフィルム加工済のものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、バス車内の右側面窓上部の7箇所とし、1枠の掲載につきバス 車両1台に掲載するものとする。ただし、掲載位置については、町長が決定するものとす る。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲出期間は、1回の申し込みにつき、最長12箇月とする。

(広告の募集)

第6条 広告掲載の募集は、町ホームページ等に掲載して行うものとする。

(申込み方法)

- 第7条 広告を申込みしようとする者又は広告代理業者を営む者(以下「申込者」という。) は、掲載希望月の前月(以下「前月」という。)の4日(4日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)までに、河南町コミュニティバス広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告の原稿等を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、要綱第9条による決定をしたときは、全月の15日までに申込者に対して、河南町コミュニティバス広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により、広告掲載の可否を通知するものとする。

(広告掲載料)

- 第9条 広告掲載料は、1枠1箇月に月2000円とする。
- 2 前項の広告掲載料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、月の途中での期間開始又は期間終了した場合は、その月の 暦日数に基づく日割り計算によって計算した額(1円未満の端数が生じた場合は、これを 切り上げた額)とする。
- 4 広告掲載料は、町長が定める納付書により、全月の25日(25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)までに町が指する口座に一括して前納するものとする。 (その他)
- 第10条 この要領に定めのない事項については、町長と広告掲載の決定通知を受けた申込者が協議のうえ、決定する。

附則

この要領は、平成28年3月2日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。